

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

			資料番号	3-18	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法	根拠条項	附則第10条第1項において準用する医療法第111条	不利益処分の種類	介護老人保健施設又は介護医療院の開設者に対する医師の健康状態把握のための体制整備等に係る改善命令	
○ <u>介護保険法 (平成9年法律第123号)</u>						
附則 (医療法の準用等)						
第10条 医療法第107条、第108条及び第110条から第112条までの規定は、介護老人保健施設及び介護医療院について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。						
○ <u>介護保険法施行令 (平成10年政令第412号)</u>						
附則 (介護老人保健施設及び介護医療院に関する読替え)						
第7条の2 法附則第10条第1項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。						
医療法の規定中 読み替える規定	読み替えられる 字句	読み替える字句				
第111条	第107条	介護保険法附則第10条第1項において準用する第107条				
	第108条第1項	同項において準用する第108条第1項				
	同条第2項ただし書	同法附則第10条第1項において準用する第108条第2項ただし書				
	同条第8項	同法附則第10条第1項において準用する第108条第8項				
同条第6項	同法附則第10条第1項において準用する第108条第6項					
第112条	第108条から第110条まで	介護保険法附則第10条第1項において準用する第108条及び第110条				
	第108条第1項	同項において準用する第108条第1項				
	第110条第1項本文	同法附則第10条第1項において準用する第110条第1項本文				
○ <u>医療法 (昭和23年法律第205号)</u>						
〔医師の健康状態把握のための体制の整備〕						
第107条 病院又は診療所の管理者は、当分の間、当該病院又は診療所に勤務する医師の健康状態を把握し、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。						
〔面接指導〕						
第108条 病院又は診療所の管理者は、当分の間、当該病院又は診療所に勤務する医師のうち、各月の労働時間の状況が厚生労働省令で定める要件に該当する者 (以下この条において「面接指						

導対象医師」という。)に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師（面接指導対象医師に対し、面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行うのに適切な者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。以下この条において「面接指導実施医師」という。）による面接指導を行わなければならない。

- 2 面接指導対象医師は、前項の規定により病院又は診療所の管理者が行う面接指導を受けなければならない。ただし、当該管理者の指定した面接指導実施医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の面接指導実施医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を当該管理者に提出したときは、この限りでない。
- 3 病院又は診療所の管理者は、面接指導実施医師に対し、厚生労働省令で定めるところにより、面接指導対象医師の労働時間に関する情報その他の面接指導実施医師が面接指導を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。
- 4 病院又は診療所の管理者は、第1項又は第2項ただし書の規定による面接指導の結果に基づき、当該面接指導対象医師の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、面接指導実施医師の意見を聴かななければならない。
- 5 病院又は診療所の管理者は、前項の規定による面接指導実施医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導対象医師の実情を考慮して、厚生労働省令で定めるところにより、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講じなければならない。
- 6 病院又は診療所の管理者は、面接指導対象医師について、各月の当該面接指導対象医師の労働時間の状況が特に長時間であるものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、労働時間の短縮のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 病院又は診療所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、第1項及び第2項ただし書の規定による面接指導、第4項の規定による面接指導実施医師の意見の聴取並びに前2項の規定による措置の内容を記録し、これを保存しなければならない。
- 8 面接指導対象医師に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の8第1項の規定による面接指導（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）が行われている場合には、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による面接指導を行うことを要しない。

〔改善命令〕

第111条 都道府県知事は、病院又は診療所の管理者が、正当な理由がなく、第107条に規定する必要な体制の整備をしていないと認めるとき、第108条第1項の規定による面接指導を行っていないと認めるとき（同条第2項ただし書に規定する書面が提出されている場合及び同条第8項に規定する場合を除く。）又は同条第6項に規定する必要な措置を講じていないと認めるときは、当該病院又は診療所の開設者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。